

隠岐の島町土地改良区維持管理計画書

第1章 地域及び地積

本地域が属する隠岐の島町は、島根半島の北東約80kmの海上に位置し、500m級の山々が連なり、これに源を発する八尾川、重栖川、中村川、元屋川、都万川流域に平地が開けている。

市町村名及び大字名	地 積				備 考
	田	畑	その他	計	
	ha	ha	ha	ha	
隠岐の島町原田	16.9			16.9	
隠岐の島町城北町	13.8			13.8	
隠岐の島町下西	7.1			7.1	
隠岐の島町平	6.2			6.2	
隠岐の島町南方	40.1	1.0		41.1	
隠岐の島町北方	16.3	0.5		16.8	
隠岐の島町元屋	14.1			14.1	
隠岐の島町中村	24.6	0.0		24.6	
隠岐の島町都万	37.6	1.0		37.6	
計	176.7	2.5		179.2	

第2章 地域の現況

第1節 地 形

地勢は、概して狭隘かつ急峻で、中山間地が優越し、平地（10°以下）13.4%、緩傾斜地（20°以下）33.8%、傾斜地（30°以下）39.4%、急傾斜地（30°以上）13.4%となっており、500m級の山々が連なり、これに源を発する八尾川、重栖川、中村川、元屋川、都万川が流れ、その河口部に三角州等のまとまった平地が分布している。

第2節 気 象

平均気温13.7℃で、対馬海流とリマン海流の影響で、夏冬の気温差が少ない海洋性気候に近く、降水日数と降水量は本土並みで、冬期には、北西の季節風が強いが、降雪量は比較的少ない。

第3節 水利状況

本土地改良区の取水の状況は、八尾川、重栖川、中村川、元屋川、都万川からのポンプアップによる取水が大半であり、一部地域で自然流下による取水をしている。

また、ため池は主に渇水時の補給水として用いている。

第4節 耕地面積

(1) 地域内の田畑別平均一戸当たりの耕作反別面積

地目	耕作者数（人）	総面積（10a）	平均面積(10a)
田	132	1,767	13.4
畑	48	25	0.5

(2) 地域内の一毛作・二毛作田面積

本地域は、水稻一毛作であり面積は176.7haである。

第5節 地域環境の現況

島の周辺全域は、昭和38年に大山隠岐国立公園に指定され、日本海の雄大な海岸風景や急峻な山並み等が風光明媚な景観を醸し出している。

平成25年には、隠岐諸島全体が、ユネスコ世界ジオパークに認定され、数万年単位での大地の成り立ちや独自の生態系及び、そこに住まう人々の営みを体感できる場として、国内外から注目を集めている。

第3章 維持管理計画

第1節 目的

この土地改良区は、農道、用排水路の土地改良施設をその事業目的が十分果たせるよう組織的、計画的に管理し、これが機能低下を防ぎまた農作業効率の向上を図り、農業生産性の維持向上に寄与する。

第2節 用水施設関係

(1) 施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法

1. 貯水池
別紙1のとおり。
2. 頭首工
別紙2のとおり。
3. 揚水機
別紙3のとおり。
4. 用水路（パイプラインを含む）
別紙4のとおり。
5. その他かんがい施設
該当なし。

維持管理の方法

日常の維持管理は、土地改良区の各支部に施設管理者を設置して行う。
また草刈、土砂上げも関係受益者において計画的に行い取水の円滑化を図るものとする。

補修工事等については、予算状況を鑑み計画し、緊急を要する場合及び軽易なものについては、必要に応じて行政機関と協議をおこない、その都度実施する。

(2) 配水の時期及び方法

配水の時期及び方法については利水調整規程に基づき、配水計画を定める。

(3) 干ばつ時における処置

干ばつ時における通水制限等については配水計画に基づき、各支部で決定する。

(4) 他の農業水利団体との関係

該当なし。

(5) 制裁規定

該当なし。

第3節 排水施設関係

(1) 施設の種類、規模、構造及び維持管理方法

1. 水門

別紙1のとおり。

2. 排水機場

該当なし。

3. 排水路

別紙2のとおり。

維持管理の方法

日常の維持管理は、土地改良区の各支部に施設管理者を設置して行う。

また草刈、土砂上げも関係受益者において計画的に行い排水の円滑化を図るものとする。

補修工事等については、予算状況を鑑み計画し、緊急を要する場合及び軽易なものについては、必要に応じて行政機関と協議をおこない、その都度実施する。

(2) 排水の時期及び方法

常時、河川又は海へ自然排水する。

(3) 洪水時における処置

通常洪水時においても自然排水は可能であるが、予期せぬ洪水の場合は、樋門を解放し海への放流に努める。

(4) 他の農業水利団体との関係

該当なし。

第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設関係

(1) 農業用道路の規模、構造及び維持管理方法

別紙1のとおり。

維持管理の方法

日常の維持管理は、関係受益者において行う。また草刈等は耕作者において計画的に行い、交通の円滑化を図るものとする。

維持補修工事等については、予算状況を鑑み計画をし、緊急を要する場合及び軽易なものについては、必要に応じて行政機関と協議をおこない、その都度実施する。

(2) その他農用地の保全又は利用上必要な施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法。

該当なし。

第5節 他の事業等との関係

(1) 他種事業（上水道等）と地区内施設との関係

該当なし。

- (2) 森林、運輸、漁業等との関係
該当なし。
- (3) 当土地改良区の維持管理事業と、治水との関係
該当なし。
- (4) 地区外上流部又は区域内の住宅工場地域からの汚水の流入状況その影響
個人の家庭用排水が排水路施設へ流入される場合、届出等の手続きを行い、耕作者に影響が無いよう管理の徹底を図る。
- (5) その他当土地改良区と外的環境との関係
該当なし。

第4章 環境との調和への配慮

島の独自の生態系に配慮して、土地改良施設の維持管理を行っていくうえで、特定外来種を発見した場合は積極的に駆除を行うよう心がけていく。

第5章 事業費

施設	通常的維持管理費	補修費	運 転 費
水 路	配水費、草刈費、浚渫費	補修費	操作費 運転費、動力費 運転費、動力費
溜 池	管理費、草刈費、浚渫費	補修費	
頭 首 工	管理費	補修費	
用排水機場	管理費、検査費	補修費	
農 道	草刈費	補修費	

土地改良施設維持管理費用（全施設）	年間金額（千円）
通常的維持管理費（管理費、配水費）	1, 3 7 0
補修費	6 5 0
運 転 費	5, 4 5 0

通常的維持管理費のうち草刈費、浚渫費は、各施設の受益者が負担する。

第6章 効 用

土地改良施設を有効かつ適正に管理することにより、生産性の向上、災害防止による安定した農業生産及び農作業効率の向上を図るとともに、維持管理の節減及び施設の機能低下の防止による長寿命化を図り、更新経費の節減に努め、農業経営の安定と合理化を図る。

第7章 図 面

第1節 土地改良区区域位置図

位置図参照

第2節 用水関係図

- (1) かんがい施設
施設図面参照
- (2) 用水の水系及び配水
施設図面参照

第3節 排水関係図面

(1) 排水施設

施設図面参照

(2) 排水系統図

施設図面参照

第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の位置及び受益地域を記載した図面

施設図面参照

第5節 土地改良区の地区内外の用水及び排水の関係並びに他の事業及び他の農業水利団体との関係を記載した図面

該当なし。

附 則（令和 年 月 日の総会で議決）

この維持管理計画書は、認可の日（令和 年 月 日）から施行する。

用水施設 別紙1

1. 貯水池

施設 管理番号	支部	施設名	所在	構造及び規模	数量	取得 年度	耐用 年数	備考
000074	南北	谷川ため池	隠岐の島町北方向谷川433-2 他	土造	総貯水量27,000m ³	1998	30	
000075	南北	浜ため池	隠岐の島町南方殿ヶ内1190 他	土造	総貯水量12,600m ³	1999	30	
000076	南北	岳野ため池	隠岐の島町北方上野665	土造	総貯水量15,400m ³	1971	30	
000145	中村	飯美谷ため池	隠岐の島町元屋496-1	土造	総貯水量3,200m ³	2012	30	
000168	下田	亀の原ため池	隠岐の島町都万亀ノ原6721 他	土造	総貯水量130,000m ³	1985	30	

用水施設 別紙2

2. 頭首工

施設 管理番号	支部	施設名	所在	構造及び規模	数量	取得 年度	耐用 年数	備考
000060	八尾川以南	八尾川頭首工	隠岐の島町平 八尾川	油圧銅製自動転倒ゲート	W26.0m×H1.64m	1972	14	
000069	南北	中島頭首工	隠岐の島町南方 重栖川	浮遊構造起伏ゲート	W18.4m×H1.3m×2門	2005	14	
000070	南北	見々津頭首工	隠岐の島町南方 重栖川	ゴム引布製起伏堰	33.7m×1.4m	1988	10	
000071	南北	見々津頭首工建屋	隠岐の島町南方 重栖川	鉄筋	6.2m ²	1988	38	
000072	南北	保土頭首工	隠岐の島町南方 重栖川	ゴム引布製起伏堰	38.2m×1.1m	1990	10	
000073	南北	保土頭首工建屋	隠岐の島町南方 重栖川	鉄筋	6.2m ²	1990	38	
000146	中村	荒神谷頭首工	隠岐の島町中村	コンクリート造	5.4m ³	1981	30	
000147	中村	上鹿頭首工	隠岐の島町中村 中村川	コンクリート造	30m ³	1981	30	
000172	下田	井島頭首工	隠岐の島町都万 都万川	ゴム引布製起伏堰(自動転倒ゲート)	W17.8m×H0.7m	2001	10	

用水施設 別紙3

3. 揚水機場

施設 管理番号	支部	施設名	所在	構造及び規模	数量	取得 年度	耐用 年数	備考
000031	二本松	新井出揚水機	隠岐の島町原田 八尾川	水中ポンプ	φ100mm 3.7(V/W)	2008	17	
000032	二本松	柴添揚水機	隠岐の島町原田 八尾川	水中ポンプ	φ150mm 7.5(V/W)	2008	17	
000033	二本松	酒造の前揚水機	隠岐の島町原田二本松184-5	電動ポンプ	φ50mm 3.7kw	2011	17	
000034	二本松	新井出 建屋	隠岐の島町原田二本松222	鉄筋	13.6㎡	1971	38	
000035	二本松	酒造の前ポンプ小屋	隠岐の島町原田二本松184-5	木造	5.5㎡	1994	17	
000038	八尾川以南	淵の上揚水機	隠岐の島町平中田5-1	電動ポンプ	φ80mm 3.7kw	1994	17	
000039	八尾川以南	日本海通り揚水機	隠岐の島町平平の前648（農道磯18号線）	電動ポンプ	φ80mm 3.7kw	1994	17	
000040	八尾川以南	常盤屋田揚水機	隠岐の島町下西田井64-4（町道西郷3号線）	電動ポンプ	φ80mm 3.7kw	2005	17	
000041	八尾川以南	下水道横揚水機	隠岐の島町下西田井18-3	エンジンポンプ	φ80mm	2005	17	
000042	八尾川以南	日本海下通り横揚水機	隠岐の島町平前670（町道磯9号線）	エンジンポンプ	φ80mm	2005	17	
000043	八尾川以南	分土上揚水機	隠岐の島町城北町527	エンジンポンプ	φ80mm	1989	17	
000044	八尾川以南	分土下揚水機	隠岐の島町城北町606（ハサコ農道）	エンジンポンプ	φ80mm	1989	17	
000045	八尾川以南	吉田屋田揚水機	隠岐の島町下西田井55-2	エンジンポンプ	φ80mm	2010	17	
000046	八尾川以南	八田揚水機	隠岐の島町下西田井29-3（町道西郷3号線）	エンジンポンプ	φ80mm	2010	17	
000047	八尾川以南	田井揚水機	隠岐の島町平（八尾川）	電動ポンプ	φ150mm 11kw	1972	17	
000047	八尾川以南	田井揚水機	隠岐の島町平（八尾川）	水中ポンプ	φ100mm 5.5kw	1985	17	
000048	八尾川以南	田井揚水機建屋	隠岐の島町平（八尾川堤内）	鉄筋	6㎡	1972	38	
000049	八尾川以南	器具格納庫	隠岐の島町平（八尾川堤内）	木造	6㎡	1994	17	
000050	八尾川以南	淵の上ポンプ小屋	隠岐の島町平中田5-1	木造	1.5㎡	1994	17	
000052	八尾川以南	日本海通りポンプ小屋	隠岐の島町平平の前648（農道磯18号線）	木造	1.8㎡	2005	17	

000053	八尾川以南	分土下ポンプ小屋	隠岐の島町城北町606（ハサコ農道）	木造	1.8㎡	2005	17	
000054	八尾川以南	日本海下通り横 ポンプ小屋	隠岐の島町平平の前670（町道磯9号線）	木造	2.4㎡	2005	17	
000055	八尾川以南	常盤屋田ポンプ小屋	隠岐の島町下西田井64-4（町道西郷3号線）	木造	1.5㎡	2005	17	
000056	八尾川以南	八田ポンプ小屋	隠岐の島町下西田井29-3（町道西郷3号線）	木造	1.8㎡	2005	17	
000057	八尾川以南	吉田屋田ポンプ小屋	隠岐の島町下西田井55-2	木造	1.5㎡	2008	17	
000058	八尾川以南	下水道横ポンプ小屋	隠岐の島町下西田井18-3	木造	1.8㎡	2009	17	
000059	八尾川以南	分土上ポンプ小屋	隠岐の島町城北町	木造	2.4㎡	2005	17	
000065	南北	右岸揚水機	隠岐の島町南方浜779	電動ポンプ	2基 200mm 30kw	2000	17	
000066	南北	左岸揚水機	隠岐の島町南方安川1107-1	電動ポンプ	2基 100mm 5.5kw	2000	17	
000067	南北	右岸揚水機建屋	隠岐の島町南方浜779	鉄骨造	76.5㎡	2000	35	
000068	南北	左岸揚水機建屋	隠岐の島町南方安川1107-1	木造	25.4㎡	2000	17	
000129	中村	元屋第2揚水機	隠岐の島町元屋546-7	水中ポンプ	ø80mm 1.5kw	2004	17	
000130	中村	元屋第3揚水機	隠岐の島町元屋 元屋川	水中ポンプ	ø80mm 3.7kw	2012	17	
000131	中村	元屋第4揚水機	隠岐の島町元屋12-2	水中ポンプ	ø100mm 3.7kw	1998	17	
000132	中村	元屋第5揚水機	隠岐の島町元屋 元屋川	水中ポンプ	ø50mm 5.5kw	2012	17	
000133	中村	元屋第6揚水機	隠岐の島町元屋 元屋川	水中ポンプ	ø50mm 0.4kw	2018	17	
000134	中村	元屋第7揚水機	隠岐の島町元屋 元屋川	水中ポンプ	ø50mm 0.4kw	1998	17	
000135	中村	整理田上流揚水機	隠岐の島町元屋13-2	電動ポンプ	ø80mm 3.7kw	1998	17	
000136	中村	中村第1揚水機	隠岐の島町中村1073-3	電動ポンプ	ø100mm 5.5kw	1980	17	
000137	中村	中村第2揚水機	隠岐の島町中村1089-2	電動ポンプ	ø100mm 7.5kw	1977	17	
000138	中村	改良区倉庫内揚水機	隠岐の島町中村1072-1	電動ポンプ	ø100mm 5.5kw	2004	17	
000139	中村	元屋第2揚水機建屋	隠岐の島町元屋井原ノ下546-7	鉄筋	8.37㎡	1992	38	
000140	中村	元屋第4揚水機建屋	隠岐の島町元屋12-2	鉄筋	9.18㎡	1999	38	
000141	中村	元屋第5揚水機建屋	隠岐郡隠岐の島町元屋613-3	鉄筋	9.72㎡	1982	38	

000142	中村	中村第1揚水機建屋	隠岐の島町中村1073-3	鉄筋	8.64m ²	1980	38	
000143	中村	中村第2揚水機建屋	隠岐の島町中村1089-2	鉄筋	8.68m ²	1977	38	
000144	中村	改良区倉庫内揚水機建屋	隠岐の島町中村1072-1	木造	30.6m ²	2004	17	
000166	下田	下田揚水機	隠岐の島町都万新海2296	電動ポンプ	2基 150mm 18.5kw	1997	17	
000167	下田	下田揚水機建屋	隠岐の島町都万新海2296	鉄骨造	59.04m ²	1997	35	
000168	下田	亀の原ため池	隠岐の島町都万亀ノ原6721 他	土造	総貯水量130,000m ³	1985	30	
000170	下田	森里揚水機	隠岐の島町都万七多3188-1	電動ポンプ	2基 100mm 11kw	2001	17	
000171	下田	森里揚水機建屋	隠岐の島町都万七多3188-1	鉄骨造	52m ²	2001	35	

用水施設 別紙4

4. 用水路(パイプライン含む)

施設 管理番号	支部	施設名	所在	構造及び規模	数量	取得 年度	耐用 年数	備考
000001	二本松	二本松1号用水路	隠岐の島町原田二本松383-1	コンクリート水路	L=57m、W=300mm	1970	17	
000002	二本松	二本松2号用水路	隠岐の島町原田二本松276-1～383-2	コンクリート水路	L=274m、W=550mm	1970	17	
000003	二本松	二本松3号用水路	隠岐の島町原田二本松288-2	コンクリート水路	L=112m、W=300mm	1970	17	
000004	二本松	二本松4号用水路	隠岐の島町原田二本松383-4	コンクリート水路	L=30m、W=250mm	1970	17	
000005	二本松	二本松5号用水路	隠岐の島町原田二本松219-5～224-3	コンクリート水路	L=138m、W=500mm	1970	17	
000006	二本松	二本松6号用水路	隠岐の島町原田二本松49-2～184-3	コンクリート水路	L=437m、W=400mm	1970	17	
000007	二本松	二本松7号用水路	隠岐の島町原田二本松123-4～155	コンクリート水路	L=141m、W=300mm	1970	17	
000008	二本松	二本松8号用水路	隠岐の島町原田二本松53-1～142	コンクリート水路	L=422m、W=700mm	1970	17	
000009	二本松	二本松9号用水路	隠岐の島町原田二本松141	コンクリート水路	L=66m、W=250mm	1970	17	
000010	二本松	二本松10号用水路	隠岐の島町原田二本松53-3	コンクリート水路	L=64m、W=400mm	1970	17	
000011	二本松	二本松11号用水路	隠岐の島町原田二本松14	コンクリート水路	L=113m、W=250mm	1970	17	
000012	二本松	二本松12号用水路	隠岐の島町原田二本松243-1、243-4	コンクリート水路	L=220m、W=250 mm	1970	17	
000013	二本松	二本松13号用水路	隠岐の島町原田二本松243-1	コンクリート水路	L=27m、W=200 mm	1970	17	
000014	二本松	二本松14号用水路	隠岐の島町原田二本松211-1、211-5	コンクリート水路	L=247m、W=250mm	1970	17	
000015	二本松	二本松15号用水路	隠岐の島町原田二本松162-1、162-5	コンクリート水路	L=232m、W=300mm	1970	17	
000016	二本松	二本松16号用水路	隠岐の島町原田二本松61-1	コンクリート水路	L=116m、W=300mm	1970	17	
000017	二本松	二本松17号用水路	隠岐の島町原田二本松128-2	コンクリート水路	L=85m、W=250mm	1970	17	
000018	二本松	二本松18号用水路	隠岐の島町原田二本松24-2	コンクリート水路	L=113m、W=250mm	1970	17	
000036	八尾川以南	八尾川以南パイプライン	隠岐の島町平、下西、城北町地内	塩ビ管	ø100～ø450 L=3, 997m	2020	10	
000061	南北	南北1号用水路	隠岐の島町南方掛田203～南方長田781	コンクリート水路	L=752m、W=600mm	2000	17	

000062	南北	南北2号用水路	隠岐の島町南方安川1112-1	コンクリート水路	L=118m、W=500mm	2000	17	
000063	南北	南北3号用水路	隠岐の島町北方川田1374-2～1385-5	コンクリート水路	L=233m、W=200mm	2000	17	
000064	南北	南北パイプライン	隠岐の島町北方、南方地内	塩ビ管	ø50～ø400L=9, 660m	2000	10	
000079	中村	中村1号用水路	隠岐の島町元屋531～564	コンクリート水路	L=293m W=200	1981	17	
000080	中村	中村2号用水路	隠岐の島町元屋538-2	コンクリート水路	L=73m W=200	1981	17	
000081	中村	中村3号用水路	隠岐の島町元屋559-1～562-2	コンクリート水路	L=89m W=350	1981	17	
000082	中村	中村4号用水路	隠岐の島町元屋610-1～618-4	コンクリート水路	L=191m W=250	1981	17	
000083	中村	中村5号用水路	隠岐の島町元屋626-1	コンクリート水路	L= 84m W=200	1981	17	
000084	中村	中村6号用水路	隠岐の島町元屋65～121-1	コンクリート水路	L=356m W=350	1981	17	
000085	中村	中村7号用水路	隠岐の島町元屋122-1	コンクリート水路	L=24m W=200	1981	17	
000086	中村	中村8号用水路	隠岐の島町元屋85-1～85-3	コンクリート水路	L=37m W=300	1981	17	
000087	中村	中村9号用水路	隠岐の島町元屋91-1～91-6	コンクリート水路	L=88m W=300	1981	17	
000088	中村	中村10号用水路	隠岐の島町元屋27-3～46-1	コンクリート水路	L=250m W=200	1981	17	
000089	中村	中村11号用水路	隠岐の島町元屋54	コンクリート水路	L=97m W=200	1981	17	
000090	中村	中村12号用水路	隠岐の島町元屋4-1～17-3	コンクリート水路	L=392m W=250	1981	17	
000091	中村	中村13号用水路	隠岐の島町元屋22	コンクリート水路	L=89m W=250	1981	17	
000092	中村	中村14号用水路	隠岐の島町中村1369-4～1376-3	コンクリート水路	L=216m W=300	1981	17	
000093	中村	中村15号用水路	隠岐の島町中村1376-2	コンクリート水路	L=64m W=350	1981	17	
000094	中村	中村16号用水路	隠岐の島町中村1369-2～元屋6	コンクリート水路	L=340m W=500	1981	17	
000095	中村	中村17号用水路	隠岐の島町中村1362-2～1364-2	コンクリート水路	L=102m W=400	1981	17	
000096	中村	中村18号用水路	隠岐の島町中村1359-2	コンクリート水路	L= 97m W=400	1981	17	
000097	中村	中村19号用水路	隠岐の島町中村1341-2～1377-5	コンクリート水路	L=188m W=300	1981	17	
000098	中村	中村20号用水路	隠岐の島町中村1345-2～1352-2	コンクリート水路	L=258m W=350	1981	17	
000099	中村	中村21号用水路	隠岐の島町中村1353-2	コンクリート水路	L=70m W=350	2014	17	

000100	中村	中村22号用水路	隠岐の島町中村1254-2～1259-4	コンクリート水路	L=222m W=300	1981	17	
000101	中村	中村23号用水路	隠岐の島町中村1252-3	コンクリート水路	L=30m W=250	1981	17	
000102	中村	中村24号用水路	隠岐の島町中村1241-4～1249-2	コンクリート水路	L=263m W=350	1981	17	
000103	中村	中村25号用水路	隠岐の島町中村1110-4～1116-2	コンクリート水路	L=190m W=350	1981	17	
000104	中村	中村26号用水路	隠岐の島町中村1094-2～1097-4	コンクリート水路	L=116m W=350	1981	17	
000105	中村	中村27号用水路	隠岐の島町中村1093-2～1102-2	コンクリート水路	L=225m W=400	1981	17	
000106	中村	中村28号用水路	隠岐の島町中村1118-2～1249-4	コンクリート水路	L=324m W=350	1981	17	
000107	中村	中村29号用水路	隠岐の島町中村1260-2～1340-3	コンクリート水路	L=102m W=300	1981	17	
000108	中村	中村30号用水路	隠岐の島町中村1084-3	コンクリート水路	L=65m W=300	1981	17	
000109	中村	中村31号用水路	隠岐の島町中村1066-4～1083-2	コンクリート水路	L=342m W=200、300	1981	17	
000110	中村	中村32号用水路	隠岐の島町中村1068-2～1070-2	コンクリート水路	L=65m W=200	1981	17	
000111	中村	中村33号用水路	隠岐の島町中村1066-4	コンクリート水路	L=16m W=200	1981	17	
000112	中村	中村34号用水路	隠岐の島町中村586-2～596	コンクリート水路	L=110m W=250	1981	17	
000113	中村	中村35号用水路	隠岐の島町中村	コンクリート水路	L=131m W=200	1981	17	
000114	中村	中村36号用水路	隠岐の島町中村	コンクリート水路	L=120m W=300	1981	17	
000115	中村	中村37号用水路	隠岐の島町中村696-2	コンクリート水路	L=28m W=300	1981	17	
000116	中村	中村38号用水路	隠岐の島町中村696-2	コンクリート水路	L=91m W=250	1981	17	
000165	下田	下田パイプライン	隠岐の島町都万地内	塩ビ管	ø50～ø300L=7, 042. 2m	2000	10	

排水施設 別紙1

1. 水門

施設 管理番号	支部	施設名	所在	構造及び規模	数量	取得 年度	耐用 年数	備考
000169	下田	2号水門	隠岐の島町都万山根2151-2	金属造	樋門設備 1基	1998	14	

排水施設 別紙2

3. 排水路

施設 管理番号	支部	施設名	所在	構造及び規模	数量	取得 年度	耐用 年数	備考
000019	二本松	二本松1号排水路	隠岐の島町原田二本松44-2～290	コンクリート水路	L=910m、W=500～2600mm	1970	17	
000020	二本松	二本松2号排水路	隠岐の島町原田二本松275-1～276-2	コンクリート水路	L=144m、W=400mm	1970	17	
000021	二本松	二本松3号排水路	隠岐の島町原田二本松236-2	コンクリート水路	L= 44m、W=400	1970	17	
000022	二本松	二本松4号排水路	隠岐の島町原田二本松223-2～223-3	コンクリート水路	L=226m 、W=650mm	1970	17	
000023	二本松	二本松5号排水路	隠岐の島町原田二本松183-2～183-3	コンクリート水路	L=237m、W=750	1970	17	
000024	二本松	二本松6号排水路	隠岐の島町原田二本松131-2	コンクリート水路	L=120m、W=500mm	1970	17	
000025	二本松	二本松7号排水路	隠岐の島町原田二本松49-1	コンクリート水路	L=117m、W=500	1970	17	
000026	二本松	二本松8号排水路	隠岐の島町原田二本松44-1	コンクリート水路	L=155m、W=1400mm	1970	17	
000027	二本松	二本松9号排水路	隠岐の島町原田二本松19-1～180-1	コンクリート水路	L=657m、W=700	1970	17	
000028	二本松	二本松10号排水路	隠岐の島町原田二本松147-1	コンクリート水路	L=46m、W=400mm	1970	17	
000029	二本松	二本松11号排水路	隠岐の島町原田二本松56-2	コンクリート水路	L=65m、W=250mm	1970	17	
000030	二本松	二本松12号排水路	隠岐の島町原田二本松19-2	コンクリート水路	L=86m、W=350mm	1970	17	
000117	中村	中村1号排水路	隠岐の島町元屋660-5	コンクリート水路	L=65m W=500	1981	17	
000118	中村	中村2号排水路	隠岐の島町元屋	コンクリート水路	L=4m W=250	2015	17	
000119	中村	中村3号排水路	隠岐の島町元屋27-4	コンクリート水路	L=77m W=250	1981	17	
000120	中村	中村4号排水路	隠岐の島町中村1260-3	コンクリート水路	L=91m W=300	1981	17	
000121	中村	中村5号排水路	隠岐の島町中村1249-5	コンクリート水路	L=81m W=250	1981	17	
000122	中村	中村6号排水路	隠岐の島町中村1124-3	コンクリート水路	L=92m W=250	1981	17	
000123	中村	中村7号排水路	隠岐の島町中村1118-3	コンクリート水路	L=85m W=300	1981	17	
000124	中村	中村8号排水路	隠岐の島町中村1088-4	コンクリート水路	L=94m W=300	1981	17	

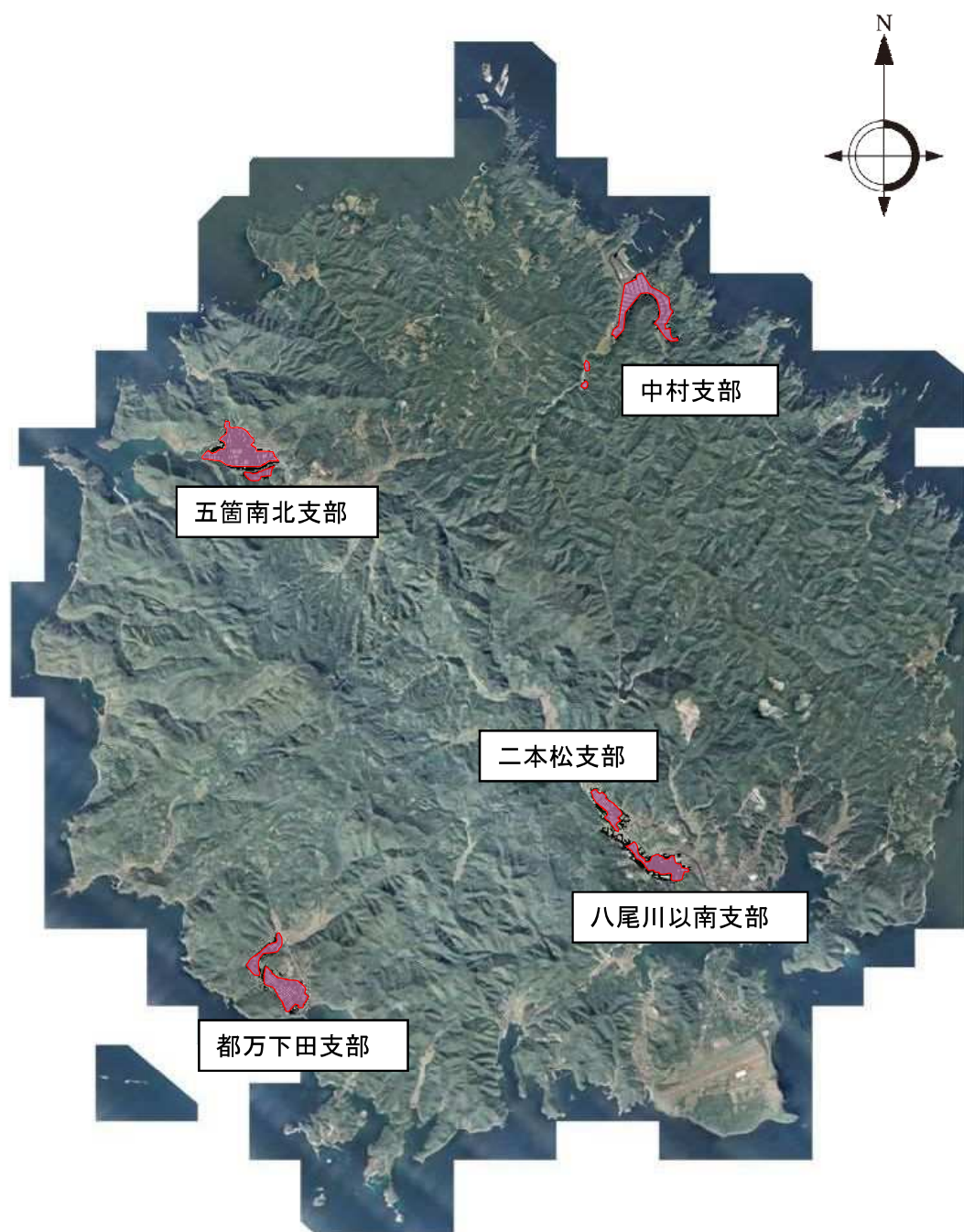
000125	中村	中村9号排水路	隠岐の島町中村1080-4	コンクリート水路	L=83m W=200	1981	17	
000126	中村	中村10号排水路	隠岐の島町中村1067-4	コンクリート水路	L=50m W=200	1981	17	
000127	中村	中村11号排水路	隠岐の島町中村	コンクリート水路	L=15m W=350	2014	17	
000128	中村	中村12号排水路	隠岐の島町中村697-2	コンクリート水路	L=60m W=500	1981	17	
000148	下田	下田1号排水路	隠岐の島町都万森里3379	コンクリート水路	L=45m、W=300mm	2000	17	
000149	下田	下田2号排水路	隠岐の島町都万森里3252-1	コンクリート水路	L=21m、W=400mm	2000	17	
000150	下田	下田3号排水路	隠岐の島町都万七多3143、3138-1、3124-1	コンクリート水路	L=313m、W=300mm	2000	17	
000151	下田	下田4号排水路	隠岐の島町都万七多3139-1	コンクリート水路	L=110m、W=800mm	2000	17	
000152	下田	下田5号排水路	隠岐の島町都万ケンジキ2732-1	コンクリート水路	L= 82m、W=600mm	2000	17	
000153	下田	下田6号排水路	隠岐の島町都万ケンジキ2678-1	コンクリート水路	L=74m、W=200mm	2000	17	
000154	下田	下田7号排水路	隠岐の島町都万ケンジキ2699	コンクリート水路	L=156m、W=600mm	2000	17	
000155	下田	下田8号排水路	隠岐の島町都万大堀2522	コンクリート水路	L=47m、W=1000mm	2000	17	
000156	下田	下田9号排水路	隠岐の島町都万大堀2485-1	コンクリート水路	L=23m、W=200mm	2000	17	
000157	下田	下田10号排水路	隠岐の島町都万山根2248	コンクリート水路	L=63m、W=300mm	2000	17	
000158	下田	下田11号排水路	隠岐の島町都万新井2126-1	コンクリート水路	L=17m、W=250mm	2000	17	

農業用道路 別紙1

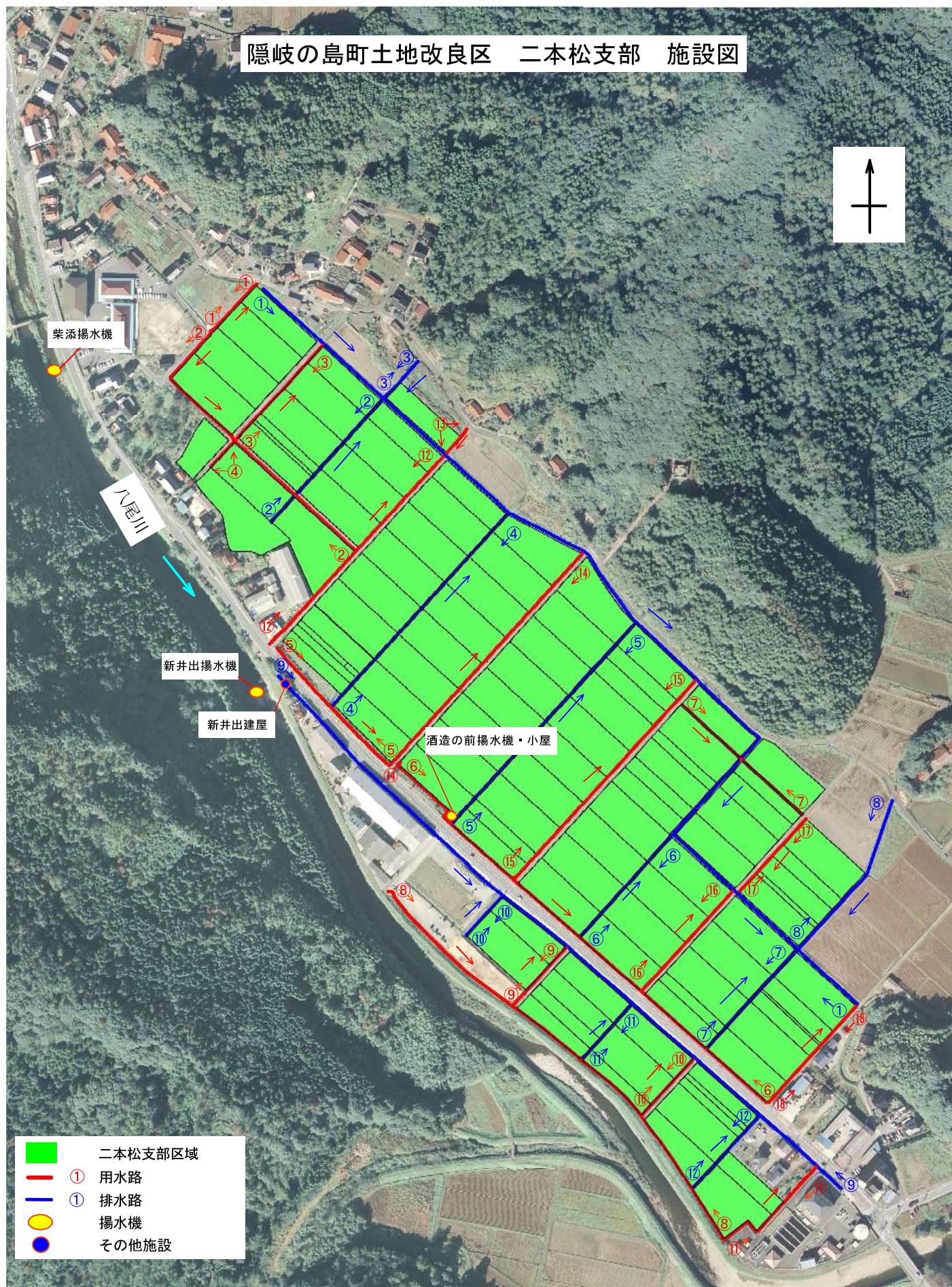
農業用道路

施設 管理番号	支部	施設名	所在	構造及び規模	数量	取得 年度	耐用 年数	備考
000159	下田	下田1号道路	隠岐の島町都万七多3185-1	砂利道	L=28m	2000	17	
000160	下田	下田2号道路	隠岐の島町都万ケンジキ2696	砂利道	L=72m	2000	17	
000161	下田	下田3号道路	隠岐の島町都万ケンジキ2727-1	砂利道	L=31m	2000	17	
000162	下田	下田4号道路	隠岐の島町都万新海2297	砂利道簡易アスファルト	L=16m L=21m、W=3m	2000	10	
000163	下田	下田5号道路	隠岐の島町都万新井2124-1	砂利道	L=45m	2000	17	
000164	下田	下田6号道路	隠岐の島町都万山根2177	砂利道	L=51m	2000	17	

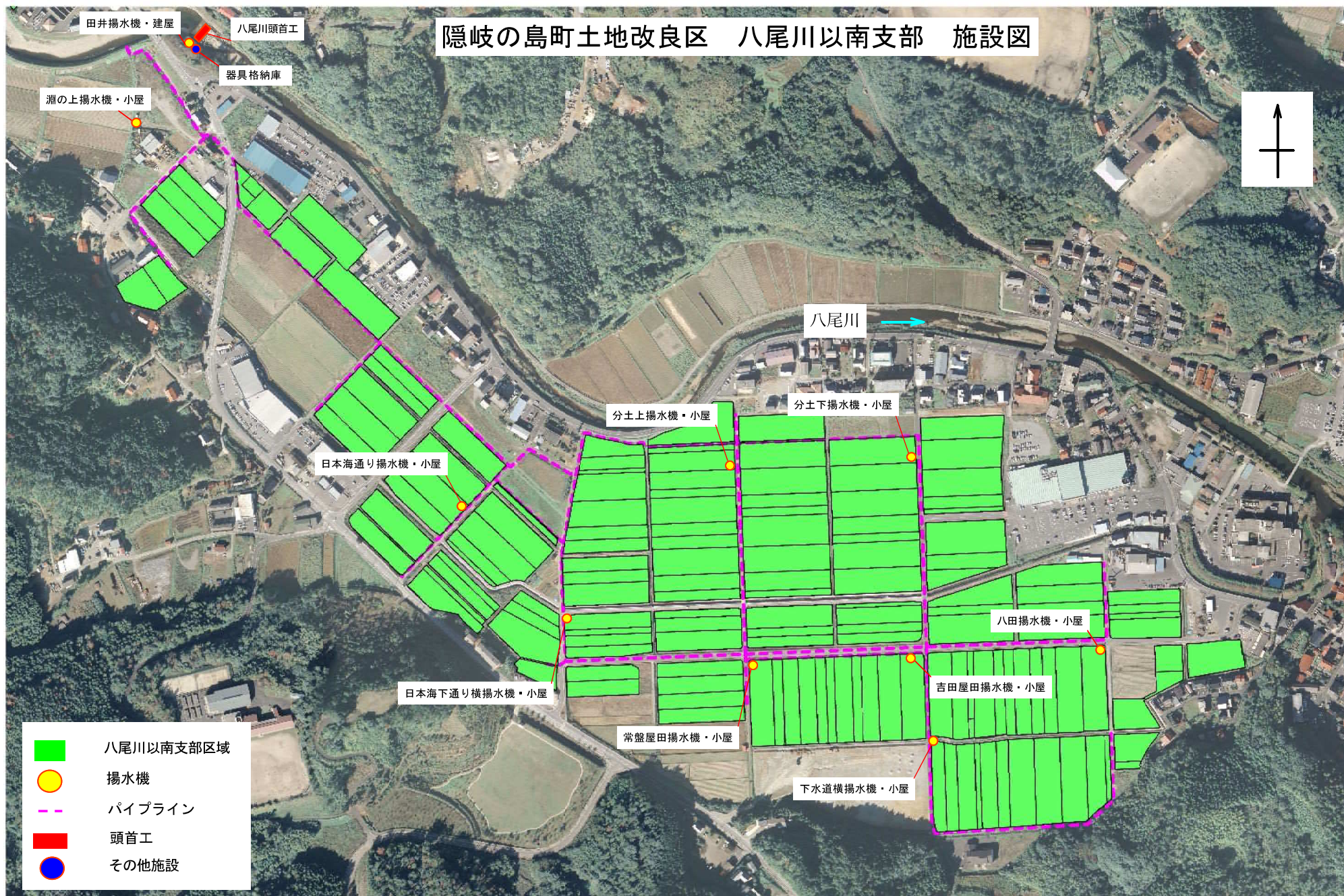
隠岐の島町土地改良区 区域位置図



隠岐の島町土地改良区 二本松支部 施設図



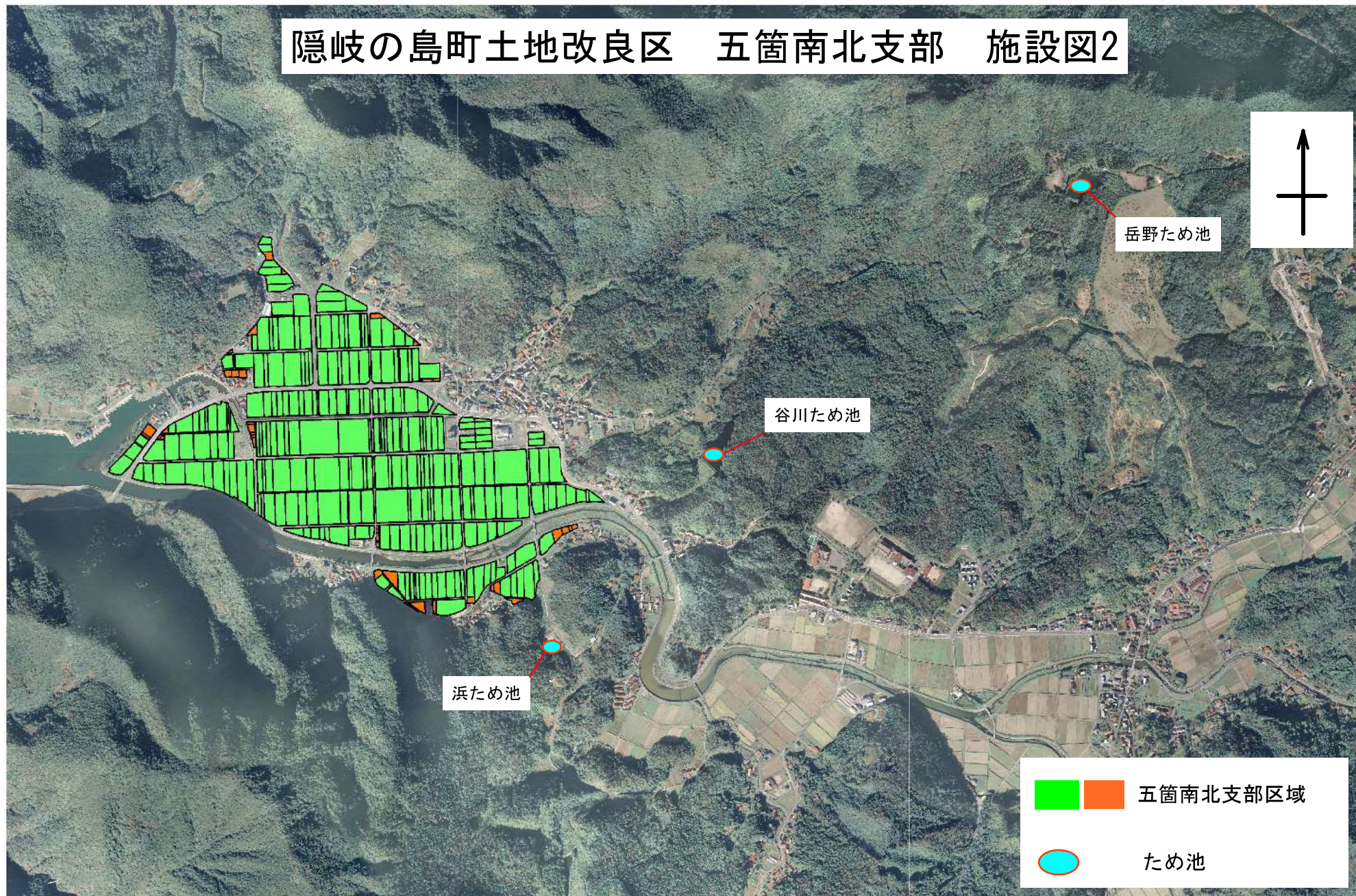
隠岐の島町土地改良区 八尾川以南支部 施設図



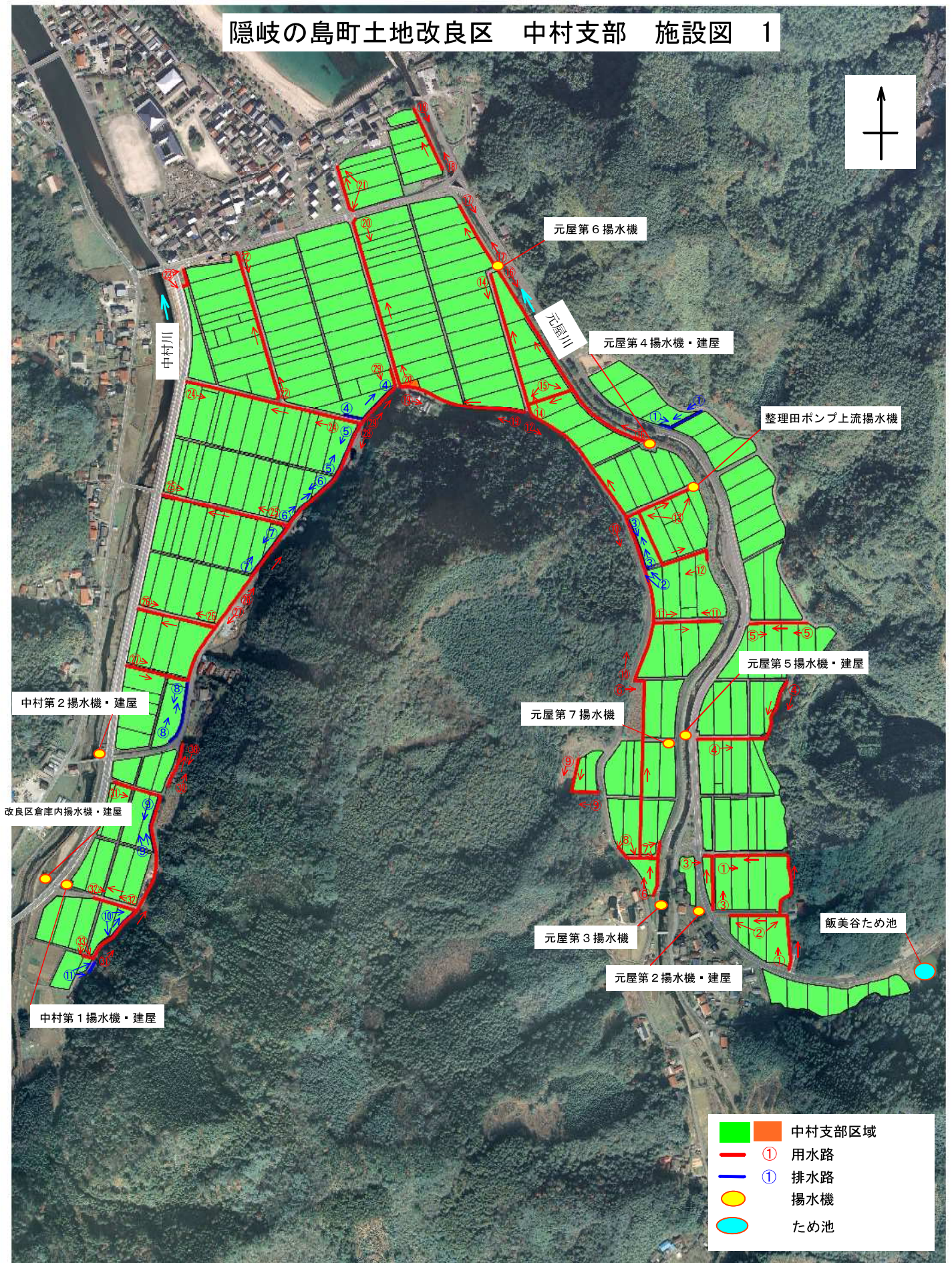
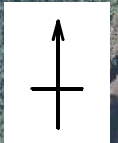
隠岐の島町土地改良区 五箇南北支部 施設図1



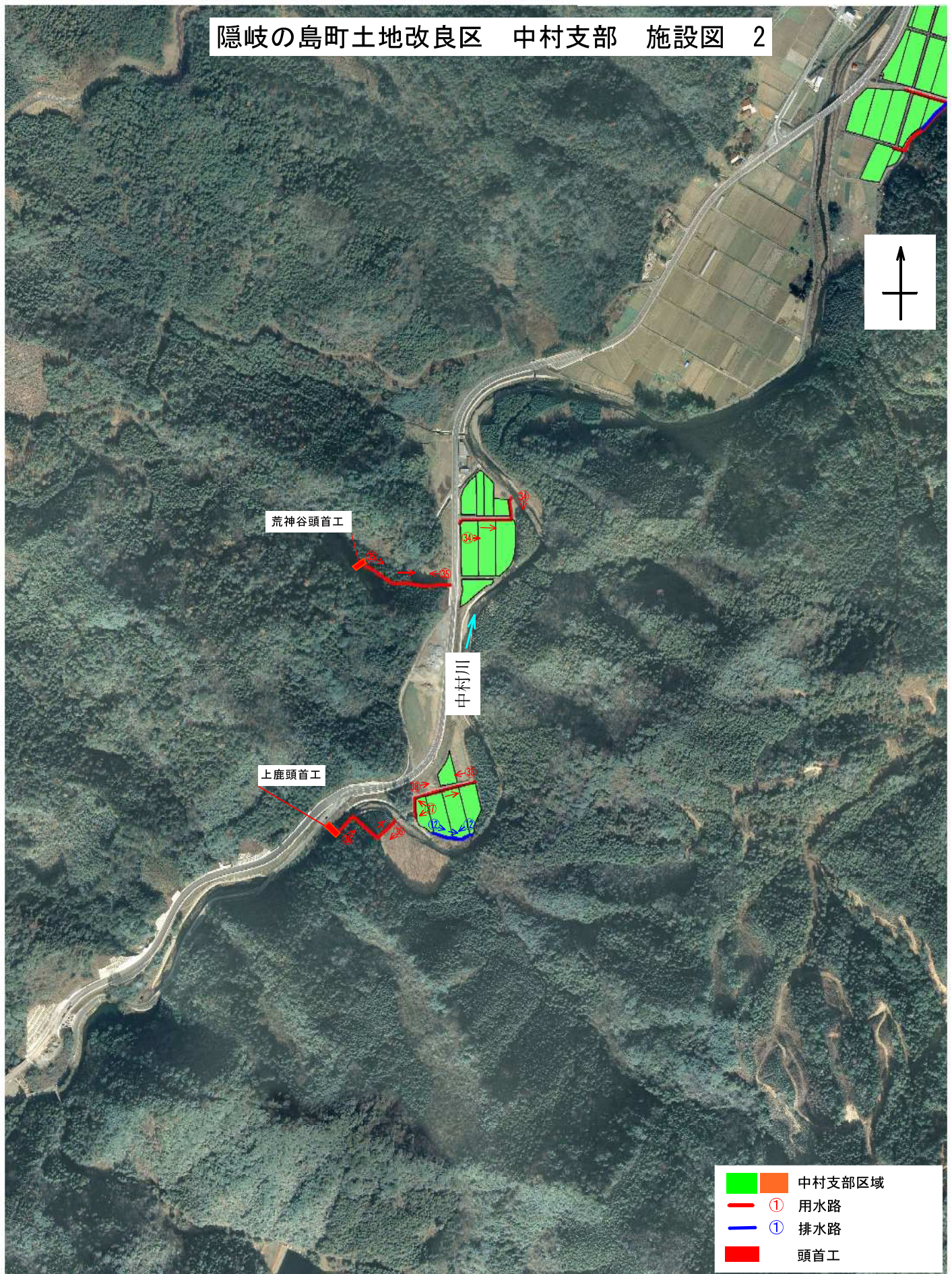
隠岐の島町土地改良区 五箇南北支部 施設図2



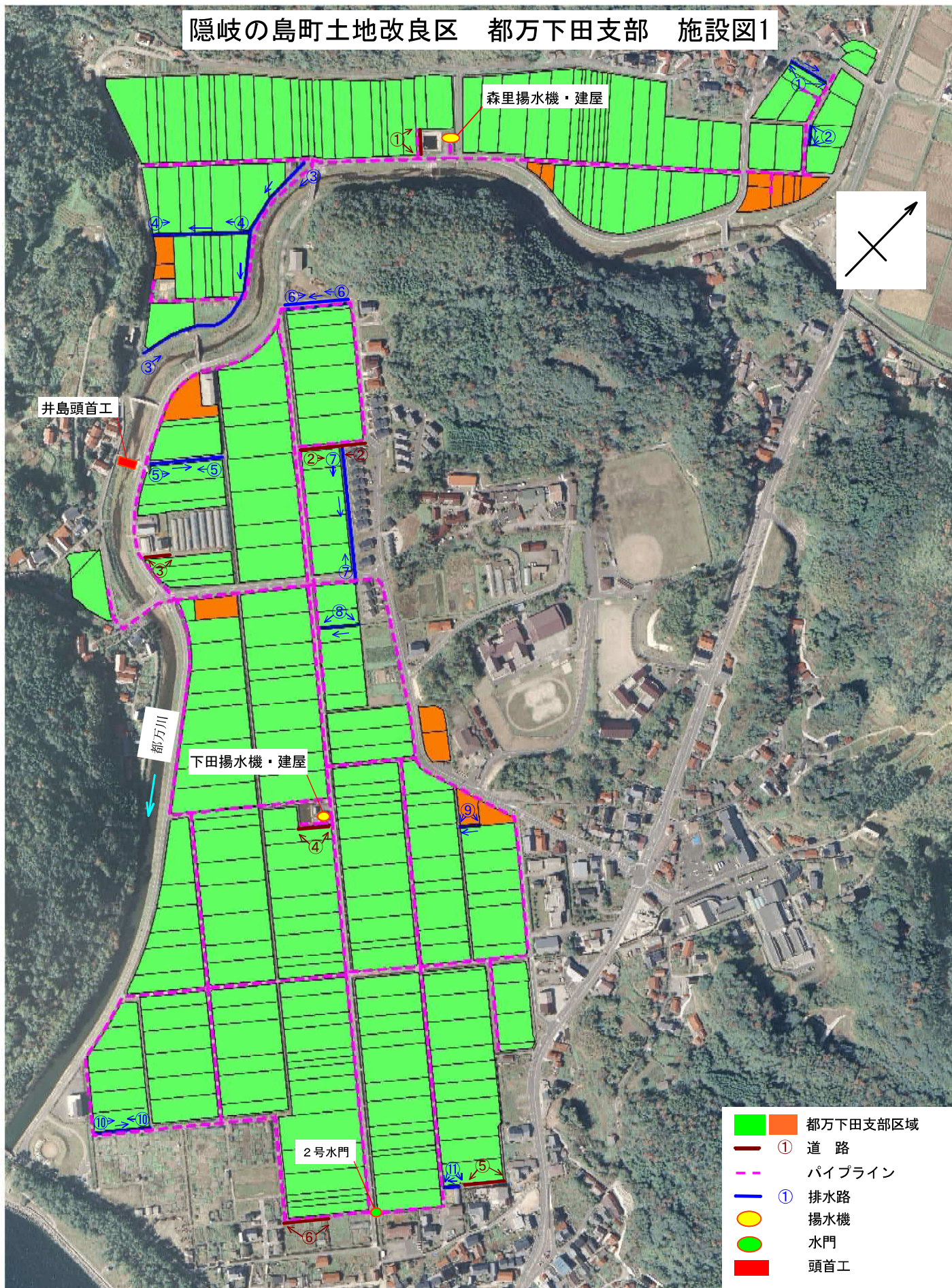
隠岐の島町土地改良区 中村支部 施設図 1



隠岐の島町土地改良区 中村支部 施設図 2

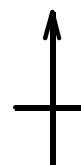


隠岐の島町土地改良区 都万下田支部 施設図1



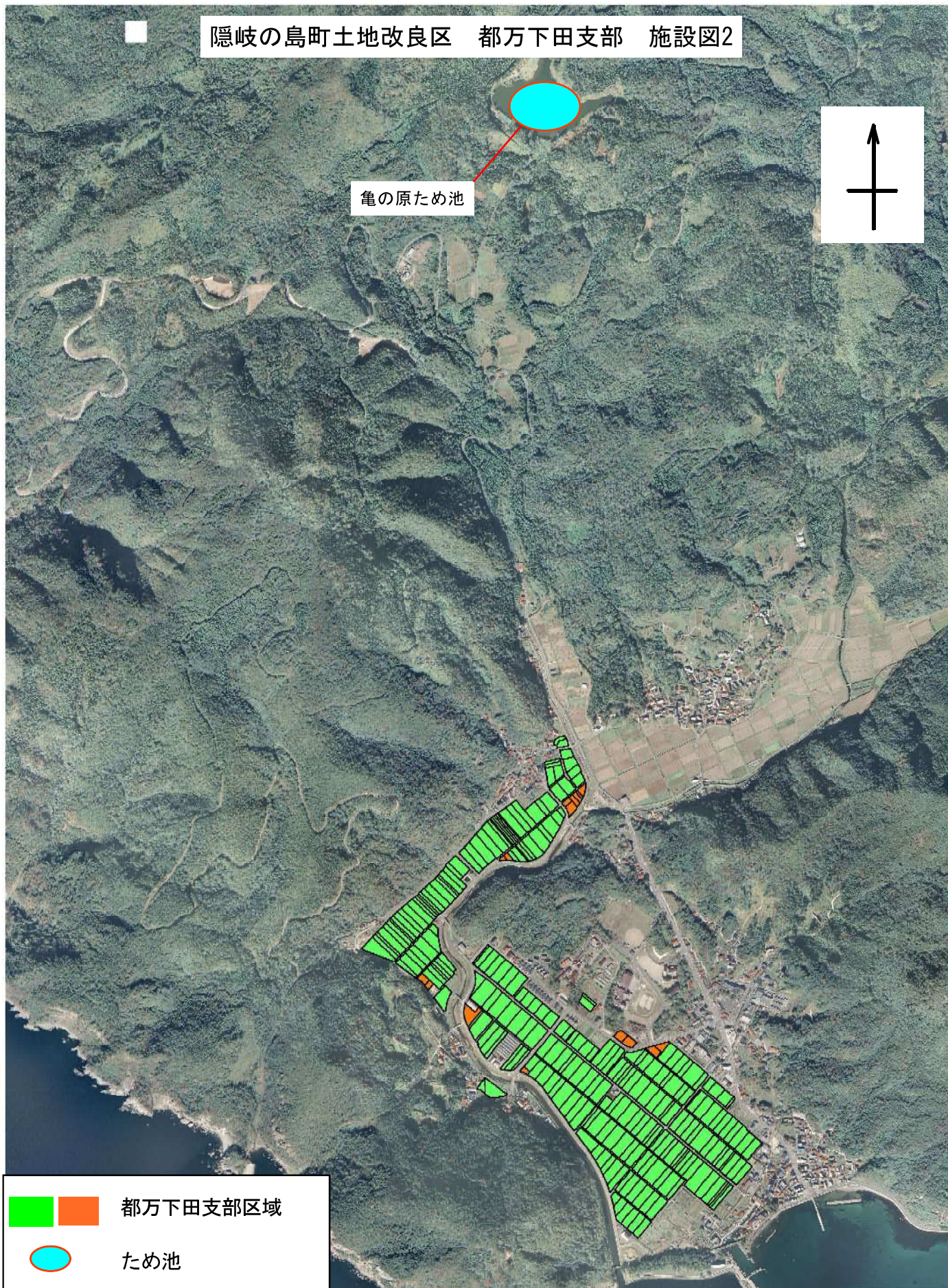
隠岐の島町土地改良区 都万下田支部 施設図2

亀の原ため池



  都万下田支部区域

 ため池



隠岐の島町土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、隠岐の島町土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、島根第580号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

支部名	所在	地域
二本松	隠岐郡隠岐の島町原田	一円の田、畑
八尾川以南	隠岐郡隠岐の島町城北町	一円の田、畑
	隠岐郡隠岐の島町下西	〃
	隠岐郡隠岐の島町平	〃
五箇南北	隠岐郡隠岐の島町北方	一円の田、畑
	隠岐郡隠岐の島町南方	〃
中村	隠岐郡隠岐の島町中村	一円の田、畑
	隠岐郡隠岐の島町元屋	〃
都万下田	隠岐郡隠岐の島町都万	一円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一 かんがい施設及び排水施設の維持管理

二 地区全域にわたる農道の維持管理

2 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 県営及び団体営事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、隠岐郡隠岐の島町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、隠岐の島町役場の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第9条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第10条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない組合員は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の会日の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出しなければならない。

3 組合員の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第11条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第12条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の定数)

第14条 この土地改良区の役員定数は、理事11人及び監事4人とする。

2 前項の理事定数のうち、1人は、組合員でない者とする。

3 第1項の理事定数のうち、10人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者(組合員である法人の業務を執行する役員を含む。)とする。

4 第1項の監事定数のうち、3人は組合員とし、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第15条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第16条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第17条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第18条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第19条 監事は、少なくとも毎事業年度2回以上この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第20条 役員の任期は3年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず3年とし、その就任の日から起算する。

3 設立年度の最初の総会で選任する役員の任期は、第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(役員の失職)

第21条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第22条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各支部の地域ごとに地積割に賦課する。

2 前1項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第23条 前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役の履行)

第 24 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第 25 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 26 条 この土地改良区は、第 91 条の 2 の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 27 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 28 条 第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条の規定により賦課された賦課金等又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 1,000 円につき 1 日金 25 銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料 100 円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係、委員会及び支部)

第 29 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会及び支部を置く。

3 理事会は、前 2 項に規定する各係、各委員会、各支部ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 30 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10a につき金 1,000 円の範囲内において総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 31 条 前条の規定による加入金、法第 42 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第 28 条の規定

を準用する。

(基本財産)

第 32 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 33 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 34 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 35 条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 36 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、認可の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 28 日の総会で議決)

この定款の一部変更は、認可の日（平成 29 年 8 月 10 日）から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日の総会で議決)

この定款の一部変更は、認可の日（令和 2 年 4 月 3 日）から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日の総会で議決)

この定款の一部変更は、認可の日（令和 4 年 4 月 26 日）から施行する。

この定款変更中第 14 条及び役員選任規程第 2 条の規定の変更は、現任役員の任期満了による次期の総選挙から施行するものとし、それまでの間は、なお従前の例によるものとする。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日の総会で議決)

この定款の一部変更は、認可の日（令和 7 年 4 月 11 日）から施行する。

この定款変更中第 14 条及び役員選任規程第 2 条の規定の変更は、現任役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙から施行するものとし、それまでは、なお従前の例によるものとする。

[定款附属書]

隠岐の島町土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、役員の新選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできない者
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 組合員でない役員の新選任については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員の新選任権を有しない。

(役員の新選任)

第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから新選任するものとする。

2 役員のうち組合員でない理事、土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない役員の新候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ新選任する。

3 前2項の規定による役員の新選任区及びその区域から新選任すべき役員の新定数は、次の通りとする。

	被 選 任 区 域	定 数	定 数
		理事数（うち耕作者理事）	監事数
第1被選任区	隠岐郡隠岐の島町原田	2人(2人)	1人
第2被選任区	隠岐郡隠岐の島町城北町 隠岐郡隠岐の島町下西 隠岐郡隠岐の島町平	2人(2人)	
第4被選任区	隠岐郡隠岐の島町中村 隠岐郡隠岐の島町元屋	2人(2人)	
第3被選任区	隠岐郡隠岐の島町北方 隠岐郡隠岐の島町南方	2人(2人)	1人
第5被選任区	隠岐郡隠岐の島町都万	2人(2人)	1人

- 4 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選任の時期）

第3条 役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から5日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選任の議決）

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

（選任の議案）

第5条 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

- 2 理事長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

（選任議決の採決の方法）

第7条 第4条第1項の議決は、挙手により表決をとる。

（選任の確定及び役員の就任）

第8条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- 2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第9条若しくは第10条の選任又は土地改良法（以下「法」という。）第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

（再選任）

第9条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第

3 項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合、又は法第 136 条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第 10 条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の 3 分の 1 未満であるとき、若しくは監事の定数の 3 分の 2 未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前 3 か月以内であるときは、監事が 1 人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この選任規程は、認可の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。

この選任規程の変更は、認可の日（令和 2 年 4 月 3 日）から施行する。

この選任規程の変更は、認可の日（令和 4 年 4 月 26 日）から施行する。

この選任規程の変更は、認可の日（令和 7 年 4 月 11 日）から施行する。
役員選任規程第 2 条の規定の変更は、現任役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙から施行するものとし、それまでは、なお従前の例によるものとする。